

令和4年度 入札参加資格審査申請書の補足事項について

1 解体工事業の経過措置期間終了

平成28年6月1日付の「建設業法等の一部を改正する法律」による、解体工事業の新設に伴う技術者要件の経過措置期間が令和3年6月30日に終了しました。それに伴い、「とび・土工工事」の技術者では、「解体工事」の技術者にはなれませんので、ご注意下さい。